

写

6 経 営 第 522 号
令和 6 年 5 月 30 日

食料・農業・農村政策審議会
会長 大橋 弘 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

諮 問

下記事項について貴審議会の意見を求める。

記

農業経営収入保険の保険料標準率の算定方式の考え方（別紙）について

(別紙)

農業経営収入保険の保険料標準率の算定方式の考え方（案）

令和 7 年 1 月 1 日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係に適用する保険料標準率は、次により算定する。

1 保険料標準率

- (1) 保険限度額区分ごと、補償の下限の割合ごとに、過去一定年間の基礎被害率の平均値に安全率を加えて算定する。

※ 3 (2) の異常保険料標準率（再保険料基礎率）の 1/2 カット措置を反映（算定した保険料標準率から 1/2 カット相当分の率を差し引いて設定）

- (2) 各年の基礎被害率は、保険限度額区分ごと、補償の下限の割合ごとに、各年の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを用いる。

2 通常標準被害率

保険限度額区分ごと、補償の下限の割合ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、その平均値に各年の基礎被害率の標準偏差を付加したものを通常標準被害率とする。

3 通常保険料標準率等

- (1) 通常保険料標準率は、保険限度額区分ごと、補償の下限の割合ごとに、各年の基礎被害率のうち、通常標準被害率以下の部分の平均値を算定し、その平均値に安全率を付加したものを用いる。

- (2) 保険限度額区分ごと、補償の下限の割合ごとに、保険料標準率と通常保険料標準率の差から異常保険料標準率（再保険料基礎率）を算定。

さらに、算定した異常保険料標準率（再保険料基礎率）に令和 5 年から適用している 1/2 カット措置を引き続き実施。